

新版

農林統計の

見方

使い方

加用信文 監修 小山智士・満永正昭 編

新版

農林統計の見方・使い方

加用信文 監修 小山智士・満永正昭 編

新版 農林統計の見方・使い方

昭和54年2月3日 第1版発行

監修 加 用 信 文

編著者 小 山 智 士
満 永 正 昭

発行者 高 橋 芳 郎

発行所 法人 家の光協会

東京都新宿区市谷船河原町11 (〒162)
電話 東京260-3151 振替 東京5-4724

印刷 精文堂印刷KK
製本 寿製本KK

© 小山智士ほか 1979

Printed in Japan

2061-51604-0301

落丁本や乱丁本はおとりかえします

監修のことば

“日本農業の曲がり角”という表現が用いられてすでにかんがりの歳月がたっている。これまではともかくわが国の高度経済成長の波に乗った農産物需要の伸び等に支えられて、農業生産は一応順調な発展をつづけてきたといえるが、オイルショックの打撃につづいての減速安定経済への転換にともない、そのしわよせは弱小部門である農業面にとくに厳しくのしかかってきている。

農業内部においても、その基幹をなす米の過剰生産による異常な古米在庫が年々累積し、深刻な減反を余儀なくされる事態にたちいたっている。これに対し、これまでの米作農家の所得補償としての生産者米価引上げ等も、巨額の食管赤字をかかえて、もはや発動しえない窮地に立たされている。また、これまで成長部門とされてきた果樹、畜産物等についても、程度の差こそあれ軒並みに過剰基調であり、さらにアメリカからの牛肉、オレンジの攻撃に代表されるように、農産物自由化の国際的要請の圧力は強まる方向にあり、従来の国内だけの孤立経済的安定をつづけることは困難になりつつある。

このようなわが国農業をとりまく内外の厳しい情勢のもとにあって、近年“農業の見直し論”が強く叫ばれているが、これとても他力本願的な農業保護の呼び水としての説得力をもちえず、日本農業の実体を率直に見直して、今後のすすむべき自立の方途を望みせしめるものでなければならないであろう。この農業の見直しとは、なによりも日本農業の諸相を反映している農業統計の利用、分析を前提とするというも過言ではない。

戦後、農業統計機構の整備、拡充にともなって、わが国農業統計の供給は驚くべき質量に達しているが、それに対する利用の面は、一般にはきわめて限られており、大半の統計数値は不消化のまま放置されているようである。しかもよく使われているのは全国的数値であるが、近年中央集権的な農政への反省として地域

農業に即した施策が要請されているとき、国一本の数値に限定された統計利用を、今後は広く府県、市町村に拡充してゆくことが望まれるのである。

そのためには、膨大なわが国農業統計の全貌を部門別に整序し、それらに含まれる各種の統計項目が、いかなる定義と約束のもとに、いかにして調査されたか、またそれが統計指標などにいかに利用されているか、などについて平易に解説した万人向きの手引書が必要となろう。しかも、統計の解説書となれば、とかく無味乾燥な説明に陥りやすいことから、統計を親しみやすいものに近づけ、さらにそれらが現実をいかに反映しているかを、“活きた統計”として活用しうるものにすることが、最も細心の工夫を要する点である。本書は、このような意図から編集されたものである。

本書の初版が刊行されたのは、昭和45年の秋であり、幸いに好評を博して、たちまち版を重ね、48年秋には改訂増補版を刊行したが、前述するとき農業情勢の変化に即応して、今回内容の再検討を行ない、とくに最近農政の緊急課題とされる農地利用増進、食料問題および畜産問題、さらに地域農政と関連しての集落の問題等に関する統計項目の解説を充実し、面目を一新した新著として再登場することになった。

本書の企画、立案は、小山智士君、満永正昭君、執筆陣は両君のほか農林水産省統計情報部の現役のエキスパートならびに駒沢大学石井教授らの諸君が分担、おそらく現在考えうる最良のメンバーであることは異存のないところであろう。

昭和53年12月

加 用 信 文

目 次

監修のことば

第1章 農 家	11
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 農家数	12
2. 農家分類	14
〔分析指標〕	
1. 農家率	26
2. 専業的農家率	28
3. 兼業種類別構成比	32
4. 経営耕地規模別構成比	33
第2章 農家人口，農業労働力	35
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 農家人口	37
2. 15歳以上人口	40
3. 農業従事者	42
4. 基幹的農業労働力	43
5. 農業労働力統計の比較	47
〔分析指標〕	
1. 農村人口率，農家人口率	47
2. 女性化率	51
3. 年齢別人口に関する指数	52
4. 出生率，死亡率	53
5. 農業就業人口率	54
6. 農業労働力の減少率	56
7. 人口流出率，出稼率	57
8. 農家労働力の流出率，還流率	58

9. Uターン, Jターン	59
第3章 農地と耕地	61
〔概 説〕	
1. 農地(耕地)に関する主要な制度	62
2. 農地(耕地)に関する主要な統計	66
〔主要な統計数値とその解説〕	
1. 日本の土地面積とその構成	71
2. 農地と耕地, それに関する静態統計	75
3. 農地の転用, 壊廃	84
4. 農地の権利移動(耕作目的)と農家の 経営耕地面積の変動に関する統計	90
5. 農地の賃貸借などに関する統計	95
6. 小作料に関する調査	97
7. 農地価格に関する調査	99
8. 土地基盤整備状況に関する統計	103
9. 山林, 原野に関する統計	103
10. 土地利用計画の区分ごとにみた農地(農用地)等の面積	107
第4章 農業集落	111
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 農業集落調査	118
2. 農業集落	132
3. 農業集落の修正	138
4. 農業集落数	140
5. 農業集落の領域	142
6. 農業集落の範囲	142
7. 農業集落の混住化	145
第5章 農作物生産	155
〔概 説〕	
〔基本事項〕	

1. 作付面積（栽培面積）	157
2. 収穫量	161
3. 被害量	163
4. 10 a 当たり平年収量（または平年収〔穫〕量）	167
第6章 青果物流通	171
〔概 説〕	
1. 青果物流通統計調査の沿革	171
2. 青果物流通に関する統計調査の概要	172
I 青果物の出荷	175
〔基本事項〕	
1. 集出荷機構	175
2. 出荷量	177
3. 集出荷経費	184
II 青果物の卸売りおよび仲卸売り	192
〔基本事項〕	
1. 荷受卸売機構	192
2. 青果物卸売数量，価額，価格	197
3. 青果物仲卸価格および経費	200
4. 青果物転送量	201
III 青果物の小売り	203
〔基本事項〕	
1. 小売機構	203
2. 青果物小売価格および経費	204
IV 青果物流通段階別価格形成	205
V 青果物流通情報サービス	209
〔基本事項〕	
1. 青果物産地情報	209
2. 青果物市況情報	210
3. 青果物加工情報	210
第7章 畜 産——生産と流通	215
〔概 説〕	

〔基本事項〕

1. 家畜飼養農家	218
2. 飼養頭（羽）数	218
3. 畜産生産物	219
4. 畜産物の取引規格と価格	222
5. 畜産経営の分類	227
6. 畜産物の生産予測	232
7. 鶏卵，食鳥の生産から消費まで	236

〔分析指標〕

1. 経産牛 1 頭当たり搾乳量	236
2. 乳飼比	240
3. 肥育豚の事故率	241
4. 飼料要求率	242
5. 産卵量	243
6. 育成率	243
7. 家畜単位	244
8. 食肉の歩どまり	245
9. 乳製品の生乳換算	247
10. 畜産物と飼料の相対価格比	247

第 8 章 養 蚕 251

〔概 説〕

〔基本事項〕

1. 桑栽培面積	252
2. 養蚕農家	253
3. 掃立卵量	253
4. 収繭量	253
5. 被害量	254

〔分析指標〕

1. 箱当たり収繭量	254
2. 10 a 当たり収繭量	255
3. 被害率	255

第 9 章 食 料 257

〔概 説〕

〔基本事項〕

1. 国内消費仕向量	261
2. 粗食料と純食料	264
3. 供給栄養量	266

〔分析指標〕

1. 供給栄養量の構成割合	267
2. PFCカロリー比	270
3. 自給率	272

第10章 農家経済 279

〔概 説〕

〔基本事項〕

1. 農家所得	288
2. 農業粗収益	289
3. 農業経営費	291
4. 農外収入	294
5. 農外支出	295
6. 租税公課諸負担	296
7. 出稼ぎ・被贈扶助等の収入	297
8. 可処分所得	297
9. 家計費	298
10. 農家経済余剰	300
11. 農家財産	305
12. 農家の負債と貯蓄	306
13. 農業純生産	310
14. 生産農業所得	311
15. 減価償却	317

〔分析指標〕

1. 農業依存度	320
2. 農業所得率	321
3. 資本装備率（資本構成）	322
4. 生産性	323
5. 比較生産性	325
6. 自立経営	327
7. 購入（自給）依存度	329

8. 労働時間	330
9. 貸借対照表と損益計算書	331
10. 雑費比率（雑費係数）	336
11. エンゲル係数	337
12. 消費性向，貯蓄性向	338
13. 弾性値（弾力性）	339
14. 農家と勤労者世帯の生活	342
第11章 生産費	345
〔概 説〕	
1. 生産費の基本的な考え方	347
2. 生産費の仕組み	348
I 農産物生産費	359
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 労働費	362
2. 農具費（農機具費）	365
3. 肥料費	366
4. 成園費	367
II 畜産物生産費	369
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 分離計算，総合計算	369
2. 換算頭（羽）数	372
3. 素畜費	372
4. 飼料費	373
5. 労働費	374
6. 家畜の減価償却費	375
7. 自給物の費用価計算	377
III 繭生産費	380
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 栽桑と養蚕	381

2. 蚕種費	382
3. 共同飼育費	383
VI 生産費関連分析指標	383
1. 収益性指標	383
2. 損益分岐点	390
第12章 指数	395
〔概 説〕	
1. 農村物価賃金調査の沿革と調査の概要	395
2. 農村物価指数の沿革	399
〔基本事項〕	
1. 農村物価指数	402
2. 農村賃金指数	404
3. 指数の基準時	405
4. 基準時加重相対法算式	406
5. 農村消費水準指数	410
6. 農業パリティー指数	413
7. 農業生産指数	418
〔分析指標〕	
1. デフレーター	420
2. 農業の交易条件	421
第13章 地域、地帯	423
〔概 説〕	
〔基本事項〕	
1. 等質地域、統一地域	426
2. 行政単位、行政的地域	427
3. 全国農業地域	429
4. 県内農業地域	431
5. 経済地帯	432
〔分析指標〕	
1. 特化係数	439

第 1 章 農 家

〔概 説〕

わが国の農業は、土地、労働力、資本の所有が一体となった自作農によって大部分が担われており、経営要素がそれぞれ分化した資本家的経営は例外的にしか存在しない。本章で問題にしようとするのは自作農としての農家であり、その数に関する統計と、その農家の分類に関する統計である。それは、わが国の農業構造を解明する重要な手がかりの指標でもある。

われわれはふつう農家という言葉を使う場合は、それほど厳密な意味で使っているわけでもないし、その範囲があいまいでも十分に用をたせる。農地法でいう「自作農」の概念や、農業経済論でいう「独立自営農民」などの概念を知らなくても、農家といえば一般に通用するイメージをもっている。しかし、これを統計の対象として把握しようとするれば、その限界を明確にしておかなくてはならない。そうしないと、調査する人が勝手に自己流に判断してしまい、統一がとれなくなるばかりか、それをもとに議論することもできなくなるからである。このようなことから、「農家の定義」というものが農林統計を作成するうえで、重要な課題の1つとなっているのである。

わが国の農林統計は明治10年代にさかのぼることができるが、とくに明治39年以降は、当時の農会に委託した「農事統計調査」として累年の農家数に関する統計を得ることができる。この農事統計調査は昭和15年まで続き、16年からは別の調査体系に発展するのである。当時の農事統計調査には、すでに農家数だけでなく、経営耕地規模分類、自・小作別分類、専・兼業別分類による農家数統計も含まれていた。しかし、そこでは農家を明確に定義していない。これはおそらく、農家というものが自明なものであって、常識的に判断すれば足りるという考

え方が支配的であったからであろう。この農事統計調査は表式調査として実施されており、調査技術上からみても、農家の定義をそう厳密に考えなくてもよかったものと思われる。

昭和16年以降、農家を直接調査対象とする統計調査に発展し、今日でいうセンサス方式の調査方法が採用された。この調査体系の改正以前にも、昭和13年に「全国農家一斉調査」としてセンサス方式による調査がなされている。このさいの農家の定義は「世帯員中農業を営むもののある世帯」ということであって、その範囲を数量的基準で定めていないという点において、それ以前とさして変わるものではなかった。調査対象を、なにを標識として、いかなる量的限界で他と区別するかという統計本来の定義が採用されるのは、昭和25年の1950年世界農業センサスまで待たなければならなかったのである。

統計調査の調査技術上の観点からみれば、以上のようなことになるのであるが、調査対象としての農家をどのように認識するかという点からみると、過去から現在にいたるまで、それほど変化があったとは思われない。というのは、農業を営んでいる家（世帯）をもって農家とする考え方で終始一貫しており、農業を営むということが、商品生産としての農業であっても、自給生産としての農業であってもよく、とくに厳密性を要求していたわけではない。これは林業、漁業に通ずるいわゆる第1次産業に共通した理解であり、また他産業と著しく異なる点でもある。このような理解が生ずるのは、第1次産業には自給のための生産というものがかなりの比重で存在しているからにほかならない。このことが農家経済の特徴としてしばしば指摘される「経営と家計との未分離」ということであり、調査の実際において、農家の限界を不明確にする要因である。このことは農家の概念において問題にされるばかりでなく、次章で述べる農業就業人口の正確な把握という面からも障害となっている。

〔基本事項〕

1. 農 家 数

〈解 説〉

わが国の農業統計は明治年代までさかのぼることができるが、長いあいだ農家

の定義として明確に定められたものがなく、しいていえば「生業として農業を営むもの」とか、「世帯員中農業を営むもののある世帯」という程度のものであって、これが伝統的な概念規定であった。しかし、これは少なくとも、調査担当者が同一水準で理解し、誤りなく実践できるという定義ではない。統計調査における定義とは「概念の定義」でなければならないし、また調査対象の本質と限界を示すものでなくてはならない。この意味からすれば、「生業として農業を営むもの」として農家を定義してみても、それはなんら農家を規定したことになっていないのである。

農家の定義が農業統計において一応定着したのは、1950年世界農業センサスにおいてである。この定義は、その後のセンサスにおいて若干の変更はあるものの、基本的にはさしたる変化もなく今日にいたっている。1975年農業センサスにおける農家の定義は次のとおりである。

「農家とは、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山の14道県にあっては経営耕地面積10a以上、これら道県以外の33都府県にあっては経営耕地面積5a以上、または経営耕地面積がそれ以下であっても過去1年間の農産物の総販売額が7万円以上ある世帯をいう。「ここで、経営耕地面積が10a以上の道県を一般に「東日本」といっており、それ以外の33都府県を「西日本」と呼んでいるが、この呼び方は必ずしも統一された共通の地域区分ではなく、センサス特有のものである。

以上が一応農家の定義であるが、1950年センサス以降、若干の変更があったという点は、この定義のうちの経営耕地面積の最低限界によらないで農家となる規定である。これは、いわゆる「例外規定農家」と呼んでいる農家で、農産物販売額による最低規模を規定しているため、その額を農産物価格の上昇率等でスライドしているのである。ちなみに、その金額の変遷をみると次のとおりである。

1950年センサス	1万円以上	1965年センサス	3万円以上
1955年センサス	2万円以上	1970年センサス	5万円以上
1960年センサス	2万円以上	1975年センサス	7万円以上

このそれぞれは、調査技術等の観点から区切りのよい金額が採用されており、厳密に言えば、内容として連続しているとは必ずしもいえない。1955年センサス

（調査上の正式名称は「昭和30年臨時農業基本調査」）では、この金額に実質的に相応する物的基準（たとえば牛1頭、うさぎ30頭以上、温室を経営するものというように）を設け、そのうえさらに上述の金額基準を「それ以外に2万円以上の販売額」があれば農家とするという規定になっている。

この例外規定農家の部分は、必ずしも論理的に整合しているとはいえない面も内包している。この規定は、過去1年間の農産物総販売金額が何万円以上であったかどうかを農家判定の基準としているのであって、現在農業を営んでいるかどうかは問題にしていない。経営耕地がなく、乳牛を何頭飼育していても、生産物の販売がなければ農家とはならないのである。しかし、センサスではほんとうに把握したいのは、過去1年間の状態としてもそうであり、かつ現在農業を営んでいる世帯、つまり農家である。そうでなければ、経営耕地面積の現況の規模で農家を判定するという方法と矛盾するからである。

また、東日本と西日本とでは経営耕地面積の最低規模をなぜ違えたのかという論理的な関係も、必ずしも明らかでない。1950年世界農業センサスでは「1反」と「5畝」とが最低規模となっているが、これは、農家の範囲が従来の調査におけるそれと「ほぼ近いもの」（農林省統計調査部『農業及び農家に関する諸定義集』）という考えにもとづくものとされており、土地利用率の差にもとづく単位面積当たりの生産額からみて、「1反」と「5畝」とがほぼ見合うからであるとも伝えられている。いずれにしても、第2次世界大戦後の連合軍総司令部に対する意見書からの類推であって、明確にされていない点である（農林省統計調査部『農林水産統計史解説』その3）。現在の農家の定義は、1950年センサスの「1反」「5畝」をメートル法で「10a」「5a」に読み替えたものであって、センサス以外の統計調査においてもこの規定が基礎となっている。

2. 農 家 分 類

〈解 説〉

統計の対象はある一定の集団であるといわれる。その集団に関して、2つの観点から接近することができる。1つは単位の数の問題にする総数や総量を把握するという観点であり、もう1つはその集団に属する単位の間には存在する差異に視点をおいて、その集団の構造等を把握しようとする観点である。